

第 1 1 期高松市分別収集計画

令和 7 年 8 月

高 松 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を分担し、連携・協力の下に自主的かつ積極的にごみの減量・再資源化に取り組むことが重要である。

本市では、平成12年7月から、一層のごみの減量・再資源化を図るため、従来の家庭系ごみの収集体制を抜本的に見直して、プラスチック製容器包装等を分別収集するよう新体制を整備し、現在は、平成30年に策定した「高松市一般廃棄物処理基本計画」により、「環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築～もっと2Rで、ずっと高松～」を基本理念に掲げ、更なるごみの減量・再資源化の推進に取り組んでいるところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、分別収集システムによって、資源の有効利用と環境負荷の低減を促進することを目的に、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、将来に向かって具体的な推進方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制・再使用・リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境への負荷に配慮したライフスタイルの普及推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	20,947	20,917	20,887	20,857	20,827

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民・事業者との協力・連携のもとに次の事業を実施する。

(1) 「地球にやさしいオフィス」、「地球にやさしい店」登録制度の推進

平成4年度から、事業系ごみの減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む高松市内の事業所を、「地球にやさしいオフィス」として、さらに、平成5年度から事業系ごみの減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいる高松市内の店舗を「地球にやさしい店」として登録する制度を実施し、高松市のホームページ等で、その取組を公表するとともに、登録事業所・店舗の拡大を図る。

(2) 容器包装廃棄物排出抑制のための啓発活動の充実

① 啓発行事の開催

リサイクル教室・講座等の行事を開催し、排出抑制と分別排出についての市民の意識を高め、その協力を促す。

② 啓発施設の活用

環境教育の一環として各廃棄物処理情報の集積・発信の拠点である南部クリーンセンターの展示啓発施設「エコホテル」を活用した啓発活動を推進する。

③ 印刷物等による啓発

ごみ分別ガイドブック及びごみ分別アプリ等により容器包装リサイクル法への理解と協力を呼びかける。また、市内在住の外国人に対し、ごみ分別アプリの外国語（英語、中国語）を配信し、正しいごみの出し方について啓発する。

④ 広報高松への記事掲載

毎月の広報高松に月ごとのごみ収集カレンダーを掲載し、分別収集への理解と協力を市民に呼びかける。

(3) プラスチックごみ削減対策

使い捨てプラスチックの削減を推進するため、給水スポット設置拡大に取り組み、市民へプラスチックごみ削減の情報発信及び削減に向けた啓発に努める。

(4) 分別排出の徹底

① ステーション管理システムの整備

ア ステーション設置基準や共同住宅の所有者等のステーション管理責任の明確化を図るため要綱を制定

イ 把握したステーション情報を活用し、問題への迅速な対応を行うため、ステーション地図及び関連情報の管理をコンピューター化

② ステーションパトロールの強化

ステーションのパトロール体制を強化し、立会い指導、戸別訪問などにより、きめ細かな指導を行う。

(5) 環境学習の推進

施設見学会やリサイクル体験学習の開催

クリーンセンターの見学やリサイクルの体験学習、ごみの分別体験を通じて、ごみ処理の現状と課題を学習する機会を提供し、ごみの減量・資源化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶・びん・ペットボトル
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器	
その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

分別収集する容器包装の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	363		362		362		361		361	
主としてアルミ製の容器	547		546		545		544		544	
無色のガラス製容器	381		380		380		379		379	
	(引渡) 0	(独自処理) 381	(引渡) 0	(独自処理) 380	(引渡) 0	(独自処理) 380	(引渡) 0	(独自処理) 379	(引渡) 0	(独自処理) 379
茶色のガラス製容器	556		555		554		554		553	
	(引渡) 0	(独自処理) 556	(引渡) 0	(独自処理) 555	(引渡) 0	(独自処理) 554	(引渡) 0	(独自処理) 554	(引渡) 0	(独自処理) 553
その他のガラス製容器	206		206		205		205		205	
	(引渡) 188	(独自処理) 18	(引渡) 188	(独自処理) 18	(引渡) 187	(独自処理) 18	(引渡) 187	(独自処理) 18	(引渡) 187	(独自処理) 18
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	963		961		960		958		957	
	(引渡) 476	(独自処理) 487	(引渡) 475	(独自処理) 486	(引渡) 475	(独自処理) 485	(引渡) 474	(独自処理) 484	(引渡) 473	(独自処理) 484
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	4,777		4,770		4,763		4,756		4,750	
	(引渡) 4,777	(独自処理) 0	(引渡) 4,770	(独自処理) 0	(引渡) 4,763	(独自処理) 0	(引渡) 4,756	(独自処理) 0	(引渡) 4,750	(独自処理) 0
主として段ボール製の容器	2,114		2,111		2,108		2,105		2,102	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	38		38		38		38		38	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	292		291		291		290		290	
	(引渡) 0	(独自処理) 292	(引渡) 0	(独自処理) 291	(引渡) 0	(独自処理) 291	(引渡) 0	(独自処理) 290	(引渡) 0	(独自処理) 290

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、一般廃棄物処理基本計画の人口推計に基づいて、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
409,575人 (対前年度比) 99.9%	408,986人 (対前年度比) 99.9%	408,398人 (対前年度比) 99.9%	407,809人 (対前年度比) 99.9%	407,220人 (対前年度比) 99.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶・びん・ペットボトル	委託業者による定期収集	市又は委託業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
ペットボトル			
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	市又は委託業者
段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	市又は委託業者
紙パック	紙パック		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物の中間処理及び保管については、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装については民間再生資源業者及び高松市のリサイクル施設の2箇所を選別・圧縮・保管を行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん・ペットボトル	透明・半透明・乳白色ポリ袋	パッカー車 軽四ダンプ車	市又は委託業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル				
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明・半透明・乳白色ポリ袋	パッカー車 軽四ダンプ車	市又は委託業者
段ボール	段ボール	裸回収（縛る）	パッカー車 コンテナ車 ダンプ車 平ボディ車 軽四平ボディ車	市又は委託業者
紙パック	紙パック	裸回収（縛る）		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	裸回収（縛る・紙袋）		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 高松市廃棄物減量等推進審議会

学識経験者、各種団体の代表者等からなる高松市廃棄物減量等推進審議会で、容器包装廃棄物の減量化・資源化についての審議を進める。

- ① 委員数 12名
- ② 任期 2年
- ③ 設置 平成6年2月

(2) 高松市脱炭素型行動推進員制度

平成5年度から設置している高松市リサイクル推進員制度の活用を図り、回収量の拡大と分別の徹底を推進してきたところである。令和5年度には高松市が「ゼロカー

ボンシティ宣言」(令和2年12月)したことを踏まえ、制度の発展的見直しを行い、「高松市脱炭素型行動推進員制度」に変更した。

- ① 推進員数 134名
- ② 任期 2年
- ③ 設置 平成5年4月
- ④ 役割 ごみの減量・資源化等の推進及び脱炭素型行動の推進に関することについて、地域のリーダーとして活動する。
- ⑤ 活動内容
 - ア ごみの減量化の推進
 - イ リサイクルの促進及び分別の指導など、脱炭素型行動の推進
 - ウ 市が行うごみの減量化・資源化啓発事業及び環境美化事業についての協力